

S N S における誹謗中傷対策について

令和7年5月20日

インターネット上の誹謗中傷等による被害への対応策

インターネット上で、自分に関する誹謗中傷等を 他人から書き込まれた場合

発信者



事業者
(SNS事業者等)



被害者



そもそも、誹謗中傷等を
自ら書き込まないために

1 ユーザの
ICTリテラシー向上

誹謗中傷等の
投稿を削除したい

2 事業者に投稿の
削除を申請

書き込んだ相手に
損害賠償を求めたい

3 発信者情報開示
請求

どうしたらよいか
分からない

4 相談窓口への
相談

総務省の取組

- 誹謗中傷等の発信をさせないため、**ICTリテラシーを高める活動**として、
 - ・教材冊子の作成公表、
 - ・出前講座
 - ・専用特設サイトの拡充等を継続的に実施。

総務省の取組

- 情報流通プラットフォーム対処法による、削除に関する責任制限制度の運用。
- 事業者の取組のモニタリング。
- 令和6年の法律改正により、**大規模なプラットフォーム事業者等に削除対応の迅速化等を義務付け。**

総務省の取組

- 情報流通プラットフォーム対処法による、発信者情報開示請求制度を継続的に運用。
- 令和3年に法律改正等により、**対策を強化**（新たな裁判手続の創設）。

総務省の取組

- 対応方法を案内できるよう、**総務省等が運営する相談窓口**（違法・有害情報相談センター）等における体制や相互連携について、**継続的に強化。**

【注】 このほか、法務省では刑法を改正し、侮辱罪の法定刑を引上げ(2022年7月施行)

令和6年プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し**、

①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和6年5月）。

改正内容

大規模プラットフォーム事業者※¹に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少なくない**一定規模以上等の者**。

① **対応の迅速化**（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

② **運用状況の透明化**

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律**※²の題名を「**特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律**」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行日

令和7年4月1日（火）

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

違法薬物の販売情報、
違法なわいせつ画像、
児童ポルン、
爆発物・銃砲等の製造、
殺人や強盗等の犯罪行為の
請負・仲介・誘引、
自殺の誘引・勧誘などを
通報したい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)
www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro
 生きているがづらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を稼働しています。








どうしてもか
分らない

ネット上の
書き込み・画像を
削除したい

書き込んだ相手に
損害賠償を
求めたい

身の危険を感じている／
脅迫されている・犯人の捜査、
処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」

0570-078374 www.houterasu.or.jp
 問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。





サイバー犯罪の情報提供・相談窓口
警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口
www.npa.go.jp/cyber/soudan.html





ネットトラブルの
専門家に
相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

プロバイタ等への削除を
促してほしい(民間機関)

有害情報も
通報したい
(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報
相談センター
(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言

人権相談
(法務省)



0570-003-110 www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じたアドバイス等に対する削除要請(※)を行います。
※削除要請は法的な見解を有するものであり、この判断には時間を要する場合があります。



誹謗中傷
ホットライン

セーフティー
インターネット
協会



www.safetynet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したもののについては、国内内外のプロバイタに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフティー
インターネット
協会



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。U・Eメールの被害に遭われた方、いじめの動画画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・
ホットライン
センター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA情報セキュリティ安心相談窓口があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。